

令和 8 年度市川市公共下水道事業受益者負担金・
分担金賦課決定通知書兼徴収猶予・減免可否決定通
知書を別紙土地所有者に送付したところ、居所・住
所共に不明のため送達不能につき、地方税法第 20
条の 2 の例により、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 17 日

市川市長 田中 甲

1. 令和 8 年度市川市公共下水道事業受益者負担金・分担金賦課決定通知書
兼徴収猶予・減免可否決定通知書

発送日————— 令和 8 年 6 月 19 日

2. 申告書について

送達不能となった申告書は、下水道経営課で保管し、土地所有者もしくは土地権利者
の申し出により交付する。

市川市告示第 197 号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第85条第1号に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

市川市長 田中 甲

- 1 指 定 申 請 者 社会福祉法人市川朝日会
- 2 事 業 所 名 国府台ケアセンター
- 3 事 業 所 所 在 地 千葉県市川市国府台五丁目25番4号
- 4 指定・指定更新年月日 令和8年8月1日
- 5 サ ー ビ ス の 種 類 居宅介護支援

市川市告示第 198 号

指定公金事務取扱者への公金事務（徴収）の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、市川市市民プール施設使用料の徴収を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名
株式会社 協栄 市川支店 支店長 朝武 孝雄
- 2 住所又は事務所の所在地
市川市菅野 4 丁目 16 番 10 号ピースファルハイツ
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称
市川市市民プール施設使用料の徴収事務
- 4 その他総務省令で定める事項
 - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8 年 7 月 18 日
 - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 7 月 18 日 から 令和 8 年 9 月 6 日まで